

奈良県訓令第二号

各部 課室

各出先機関

奈良県副知事の担任事務に関する規程（平成二十九年三月奈良県訓令第二号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

「二 健康福祉部に関すること。

三 医療政策部に関すること。

本則中 四 会計局に関すること。

五 水道局に関すること。

六 行政委員会（教育委員会及び選挙管理委員会に限る。）との連絡調整に

「二 福祉医療部に関すること。

三 会計局に関すること。

を

四 水道局に関すること。

五 行政委員会（教育委員会及び選挙管理委員会に限る。）との連

関すること。」

に改める。

絡調整に関すること。」